



令和2年度12月補正予算案

令和2年11月19日

茨城県



- ・ 国の予備費執行を踏まえて実施する感染拡大防止策
- ・ 新型コロナウイルスと共生する社会づくりに向けた施策
- ・ 勤務医の働き方改革推進のための体制整備

などの課題に早急に対応するための予算を計上。

一般会計補正予算額 447億81百万円

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応分	441億63百万円
① 感染拡大防止策と医療提供体制の整備等	377億97百万円
② 県民生活等への支援	42億52百万円
③ 県内産業等への支援	11億15百万円
④ 今後への備え（予備費）	10億円
(2) 県政の課題等への対応分	6億18百万円



【R2.12月補正予算額 34,250百万円】

保健福祉部医療局医療政策課医療計画G (029-301-3124)
同 疾病対策課健康危機管理対策室 (029-301-3233)

新型コロナウイルス感染症の入院患者を受け入れる医療機関への支援の拡充や、PCR検査・抗原検査の自己負担分に対する公費負担の拡充を行います。

感染症予防医療法施行事業（拡充） 32,526百万円

1 入院受入医療機関の病床確保に対する補助の拡充（30,660百万円）

- ・空床補償の病床確保料の引上げ，補助対象病床数の増

【確保料】特定機能病院等：ICU 30.1万円，その他 5.2万円 → ICU 43.6万円，その他 7.4万円

重点医療機関：ICU 30.1万円，その他 5.2万円 → ICU 30.1万円，その他 7.1万円



2 PCR検査・抗原検査にかかる自己負担分の補助（1,866百万円）

- ・季節性インフルエンザ流行に備えた検査数の増に伴う公費負担の増

感染症入院受入医療機関臨時支援事業（新規） 1,724百万円

- ・入院患者受け入れに伴う医療機関の負担増を，受け入れ実績に応じて支援

【交付額】陽性患者入院延べ日数 × 20万円

（新型コロナウイルス感染症関係補助金交付後の医業利益の過去3年度平均との差額を上限）





【R2.12月補正予算額 330百万円】

保健福祉部厚生総務課管理・医療大学G（029-301-3175）

新型コロナウイルス感染症対策にかかる新たな生活様式への対応や、ウイルス検査体制の充実等を図るため、保健所や衛生研究所の改修などを行います。

保健所緊急機能強化事業（新規）（182百万円）

新型コロナウイルスに対応し、感染症対策を徹底するため、保健所の整備を実施・検討

- 筑西保健所を筑西合同庁舎に移転するための合同庁舎改修
- 土浦保健所等老朽化した保健所庁舎の整備に係る基本計画策定
- 医療用資機材保管倉庫の整備 等



衛生研究所緊急機能強化事業（新規）（148百万円）

検査体制の充実を図るための改修

- 新型コロナウイルス等感染リスクが高い病原体の検査ができる実験室を新設するための改修
- 既存の検査室等における換気機能や作業環境を向上させるための空調設備の更新
- 検査室不足を解消するため、検査室を新設するための改修 等





【R2.12月補正予算額 2,315百万円】

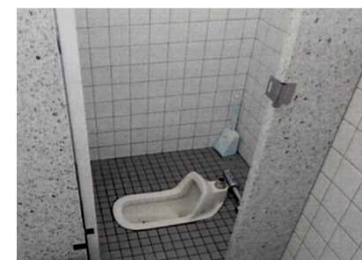
教育庁総務企画部財務課施設G (029-301-5173)

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、災害時の避難所機能を拡充するため県立学校のトイレ洋式化を加速します。

1 事業内容

県立学校の普通教室棟・体育館における
トイレの洋式化，多目的トイレの設置
(高校70校，特別支援学校9校)

現状



2 目的

- ・洋式化を進め感染症対策を図り，衛生面を改善
- ・災害時の避難所としての機能向上

整備後



3 計画期間

- ・特別支援学校は計画期間を2年前倒し
(H30～R4の5か年計画をH30～R2の3か年計画)
- ・高校は計画期間を3年前倒し
(R1～R5の5か年計画をR1～R2の2か年計画)





【R2.12月補正予算額 3,260百万円】

教育庁総務企画部財務課財産管理G（029-301-5168）

新型コロナウイルス感染の要因である3密（密閉，密集，密接）の解消と，夏季の熱中症対策を図るため，一部の特別教室及び体育館にエアコンを整備します。

1 事業内容

- ・ 県立高校の特別教室・体育館に空調設備を整備

2 対象

- ・ 空調設備未整備の県立高校の特別教室（一部の特別教室・87校・320室）
- ・ すべての県立高校の体育館メインアリーナ（95校・95館）

【参考】

特別教室・整備対象室

- 職業教育に関する学びで重点的に使用する教室（製図室・実践室等）
- 防音のために窓を閉め切る必要がある教室（音楽室）
- 衛生面から設置が必要な教室（調理室，食品製造室）
- 窓を閉めて授業を行う必要がある教室（美術室，書道室）

3 目的

- ・ 生徒の健康対策及び学習環境の改善

4 稼働時期

- ・ R4年夏季から

5 その他

- ・ 整備完了後には，電気代等相当額を保護者に負担いただく方針





【R2.12月補正予算額 992百万円】

教育庁学校教育部高校教育課 ICT教育推進室 (029-301-5308)
同 特別支援教育課指導G (029-301-5280)

県立学校において、ICTを活用した教育を推進するため、授業で活用する教員用の端末や大型ディスプレイを整備します。

教員用端末の整備 (407百万円)

ICTを活用した授業に必要な教員用の端末を整備
(対象)

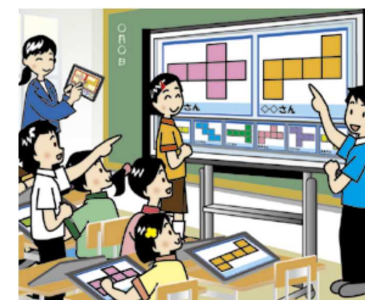
- 教員1人に1台を整備
- ・ 県立高等学校 (中等教育学校後期課程を含む)
- ・ 県立特別支援学校



大型ディスプレイの整備 (585百万円)

教材や端末の画面を児童・生徒に提示する大型ディスプレイを整備
(対象)

- 普通教室等に各1台を整備
- ・ 県立高等学校 (中等教育学校後期課程を含む)
- ・ 県立特別支援学校

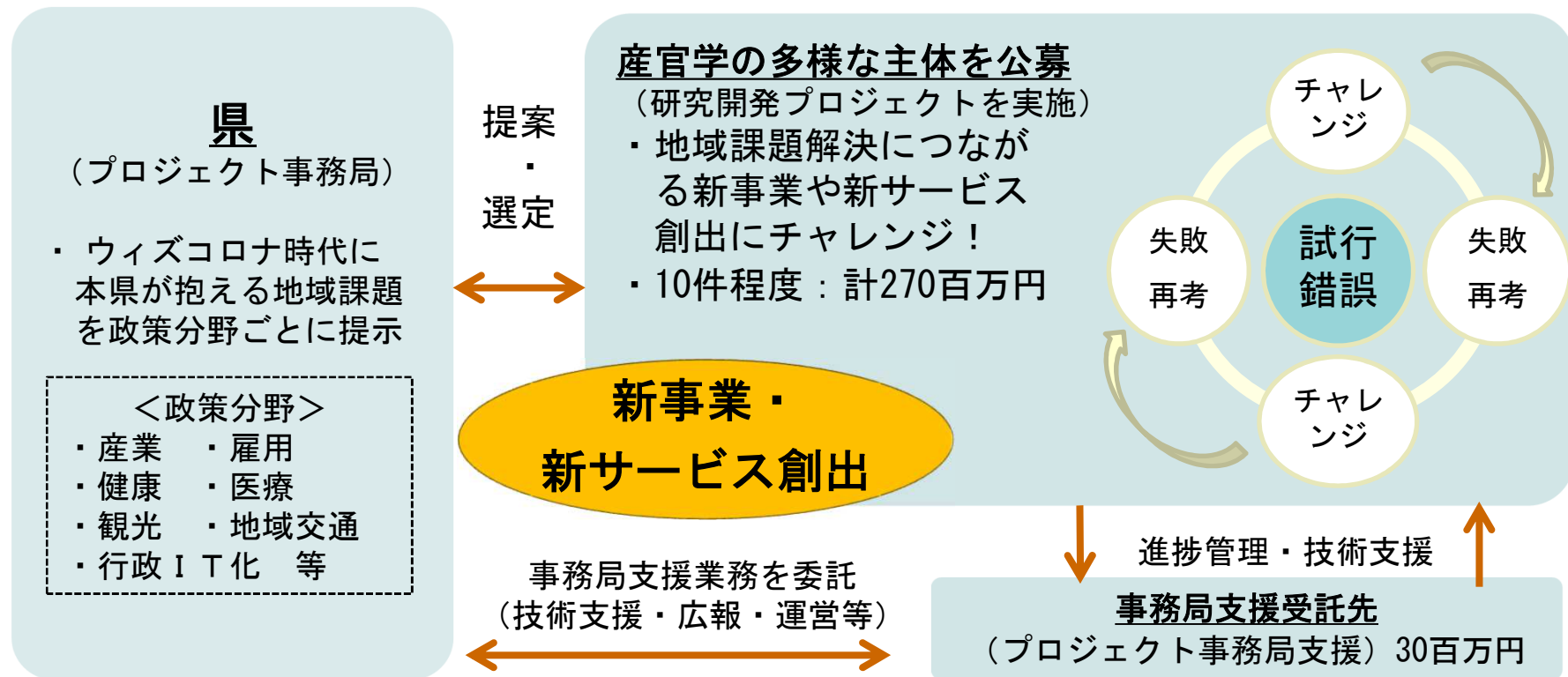




【R2.12月補正予算額 300百万円】

政策企画部政策調整課政策調整G（029-301-2025）

ウィズコロナ時代における強靱かつ自律的な地域経済の構築を図るため、最先端デジタル技術を活用し、企業の生産性向上や新しい生活様式への対応など地域課題解決に向けた研究開発プロジェクトを実施します。





【R2.12月補正予算額 196百万円】

政策企画部交通政策課鉄道・物流G (029-301-2606)
地域交通G (029-301-2604)

県民生活などを支える貸切バス事業者及び自動車運転代行業者に対し、「支援金」を支給し、感染症対策の一層の推進と事業継続を支援します。

区分	貸切バス	自動車運転代行
対象	<p>県内の事業者（約190社）</p> <p>※ 道路運送法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業者であって、営業所を茨城県内に有する者</p>	<p>県内の事業者（約350社）</p> <p>※ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第2項に規定する自動車運転代行業者であって、主たる営業所を茨城県内に有する者</p>
支給額	<p>貸切バス車両1台につき10万円 対象台数：約1,800台</p>	<p>随伴用自動車の届出台数に応じて定額（3～20万円）支給</p>
支援要件	<p>各業界団体の作成した新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン遵守</p>	



【R2.12月補正予算額 40百万円】

県民生活環境部スポーツ推進課サイクリングG (029-301-2735)

コロナ禍における3密を避けられるアクティビティとしてサイクリングが注目される中、その需要に応えるため、広域レンタサイクルの自転車の拡充と予約システムのグレードアップを図るとともに、「りんりんロード」を活用した誘客促進事業を実施します。

1 広域レンタサイクルの更新と追加 (15百万円)

- ・ 老朽化した自転車の更新（42台）とサイクリング需要の高まりを反映した自転車の追加（45台）。
（現在：113台 → 更新・追加後：158台）



2 広域レンタサイクル予約システムのグレードアップ (20百万円)

- ・ つくば霞ヶ浦りんりんロード沿線11箇所で乗り捨て自由な広域レンタサイクルの配車の最適効率化を図る。
- ・ 学習能力があり、英語、繁体字にも対応可能なWEB予約システムを構築。



3 「つくば霞ヶ浦りんりんロード」誘客促進事業 (5百万円)

- ・ 民間事業者の企画提案を活用した「つくば霞ヶ浦りんりんロード」の「新たな集客コンテンツ」となる事業にかかる経費を支援。



【R2.12月補正予算額 437百万円】

保健福祉部医療局医療人材課医師確保G（029-301-3191）

救急病院等における勤務医の働き方改革を推進するため、地域医療に特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっている医療機関に対し、医師の労働時間短縮のための体制整備に要する費用等を助成します。

1 対象医療機関

- ・ 救急搬送件数が年間1,000件以上2,000件未満の医療機関
- ・ 周産期、小児救急、精神科救急、脳卒中や心筋梗塞等の急性期医療を担う医療機関
- ・ 在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関

※救急搬送件数が年間2,000件以上の医療機関は診療報酬加算により措置

2 主な交付要件

- ・ 勤務医の労働時間を把握し改善等を提言する責任者を配置すること
- ・ 労働時間短縮計画を作成し時短に向けた取組を行うこと

3 補助対象経費

労働時間短縮計画に基づく総合的な取組に要する、ICT等機器・休憩室整備、改善支援アドバイス、短時間勤務要員の確保等に要する経費

4 補助基準、補助率等

標準単価：1床あたり133千円

補助基準（稼働病床数×133千円）と補助対象経費×補助率（2/3）を比較して少ない方の額

など

